

## 「高等教育の教育費負担軽減」施策について -高等教育の修学支援新制度-

文部科学省では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、2020年4月より高等教育段階の教育費負担軽減のための取組みが行われています。世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることが可能です。

※ 進学先の大学等は対象校として国又は自治体の確認を受けた大学等（「確認大学等」という。）であることが必要であり、本学も対象校に認定されています。

支給を希望する学生にも、要件がありますので、下記の【支給を希望する学生の要件】をご確認下さい。

### 【教育費負担軽減施策】

高等教育の修学支援新制度と呼ばれています。

### 【支給を希望する学生の要件】

支給を希望する学生の要件は申請時・継続時によって異なります。

詳細については下記資料をご覧ください。

- ・ [資料 1](#) [授業料等減免額(上限)・給付型奨学金の支給額]
- ・ [資料 2](#) [授業料等減免・給付型奨学金(新制度)の支援を受けた場合の無利子奨学金(第1種奨学金)の額の調整]
- ・ [資料 3](#) [支援措置の対象となる学生等の認定要件について]
- ・ [資料 4](#) [支援対象者の在学中の支援の扱いについて]

### 【関連リンク】 高等教育段階の教育費負担軽減(文部科学省ホームページ)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

日本学生支援機構(JASSO)ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

京都文教大学・短期大学 学生課 0774-25-2497・0774-25-2415

※ 詳細については学生課までお尋ねください。